

令和6年9月9日

一般職非常勤職員の報酬単価改定について（提案）

1. 改定の内容・考え方

最低賃金法による大阪府最低賃金が改正されたことを踏まえ、大阪府最低賃金を下回る施設管理員等の報酬単価について引き上げを行う。

○ 非常勤作業員（時間額）

		経験年数								
		1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上
施設管理員 調理員	令和6年 10月1日～	<u>1, 1 1 4円</u>				現行通り				
	(参考) 現行	1,073 円	1,083 円	1,093 円	1,103 円	1,114 円	1,124 円	1,134 円	1,144 円	1,155 円

※下線が改定箇所

2. 施行期日

令和6年10月1日

3. 協議期限

令和6年9月18日